

第5回久慈市議会定例会会議録(第4日)

議事日程第4号

平成19年12月19日(水曜日)午後1時30分開議

- 第1 議案第8号、議案第13号、議案第14号、請願受理第3号、請願受理第5号(総務常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第2 議案第11号、議案第15号、請願受理第4号(教育民生常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第3 議案第9号、議案第10号、議案第16号(産業経済常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第4 議案第12号(建設常任委員長報告・質疑・討論・採決)
- 第5 議案第1号(質疑・討論・採決)
- 第6 議案第2号(質疑・討論・採決)
- 第7 議案第3号(質疑・討論・採決)
- 第8 議案第4号(質疑・討論・採決)
- 第9 議案第5号(質疑・討論・採決)
- 第10 議案第6号(質疑・討論・採決)
- 第11 議案第7号(質疑・討論・採決)
- 第12 発議案第5号(提案理由の説明・質疑・討論・採決)
- 第13 発議案第6号、発議案第7号、発議案第8号(採決)
- 第14 議員派遣の件(採決)

会議に付した事件

- 日程第1 議案第8号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例
- 議案第13号 久慈地区広域行政事務組合の解散の協議に関し議決を求めることについて
- 議案第14号 久慈地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて
- 請願受理第3号 日本政府が「非核日本宣言」をすることを求める請願
- 請願受理第5号 公契約法定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願

日程第2 議案第11号 久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例

議案第15号 久慈広域連合の処理する事務の変更及び久慈広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて

請願受理第4号 2008年4月実施の「後期高齢者医療制度」の中止・撤回を求める請願

日程第3 議案第9号 企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例

議案第10号 工場等設置奨励条例の一部を改正する条例

議案第16号 指定管理者の指定に関し議決を求めることについて

日程第4 議案第12号 久慈市水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を改正する条例

日程第5 議案第1号 平成19年度久慈市一般会計補正予算(第3号)

日程第6 議案第2号 平成19年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)

日程第7 議案第3号 平成19年度久慈市老人保健特別会計補正予算(第2号)

日程第8 議案第4号 平成19年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算(第1号)

日程第9 議案第5号 平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

日程第10 議案第6号 平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算(第1号)

日程第11 議案第7号 平成19年度久慈市水道事業会計補正予算(第2号)

日程第12 発議案第5号 道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

日程第13 発議案第6号 「非核日本宣言」を求める意見書の提出について

発議案第7号 「後期高齢者医療制度」に関する意見書の提出について

発議案第8号 公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

日程第14 議員派遣の件

出席議員(26名)

- | | |
|---------------|---------------|
| 1 番 梶 谷 武 由君 | 2 番 上 山 昭 彦君 |
| 3 番 泉 川 博 明君 | 4 番 木ノ下 祐 治君 |
| 5 番 澤 里 富 雄君 | 6 番 藤 島 文 男君 |
| 7 番 砂 川 利 男君 | 8 番 畑 中 勇 吉君 |
| 9 番 小 倉 建 一君 | 10 番 山 口 健 一君 |
| 11 番 中 平 浩 志君 | 12 番 中 塚 佳 男君 |
| 13 番 佐々木 栄 幸君 | 14 番 桑 田 鉄 男君 |
| 15 番 堀 崎 松 男君 | 16 番 大久保 隆 實君 |
| 17 番 小野寺 勝 也君 | 18 番 城 内 仲 悦君 |
| 19 番 下斗米 一 男君 | 20 番 清 水 崇 文君 |
| 21 番 下 舘 祥 二君 | 22 番 大 沢 俊 光君 |
| 23 番 濱 欠 明 宏君 | 24 番 八重櫻 友 夫君 |
| 25 番 高屋敷 英 則君 | 26 番 宮 澤 憲 司君 |

欠席議員(なし)

事務局職員出席者

- | | |
|-------------------|------------------|
| 事務局 長 亀田 公明 | 事務局次長 大橋 良 |
| 庶務グループ 総括主査 大森 正則 | 議事グループ 総括主査 長内 実 |
| 主 事 大内田博樹 | |

説明のための出席者

- | | |
|----------------------|------------------------|
| 市 長 山内 隆文君 | 副 市 長 工藤 孝男君 |
| 副 市 長 外舘 正敏君 | 総務企画部長 末崎 順一君 |
| 市民生活部長 佐々木信蔵君 | 健康福祉部長(兼)福祉事務所長 菅原 慶一君 |
| 農林水産部長 中森 健二君 | 産業振興部長 卯道 勝志君 |
| 産業振興部部長 下舘 満吉君 | 建設部長(兼)水道事務所長 嵯峨喜代志君 |
| 山形総合支所長 角 一志君 | 山形総合支所次長 野田口 茂君 |
| 教育委員長 岩城 紀元君 | 教育次長 大湊 清信君 |
| 選挙管理委員会委員長 鹿糠 孝三君 | 監査委員 木下 利男君 |
| 農業委員会 会長 荒澤 光一君 | 総務企画部長(併)選挙事務所長 根井 元君 |
| 教育委員会 総務学事課 長 宇部 辰喜君 | 農業委員会 会長 中新井田勉君 |
| 監査委員 野田 勝久君 | |

午後1時30分 開議

議長(下斗米一男君) ただいまから本日の会議を

開きます。

~~~~~

諸般の報告

議長(下斗米一男君) 諸般の報告をいたします。

議員発議案4件及び当職からの提出議案1件をお手元に配付してあります。

[参 考]

発議案第5号

道路特定財源の確保を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月19日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

道路特定財源の確保を求める意見書

道路は、国民生活や安全、経済、社会活動等を支える最も基本的な社会資本であると同時に、活力ある国土の形成には欠くことのできない重要な社会基盤であり、受益者負担の目的税である道路特定財源により、その道路整備が図られてきたところであります。

本市における道路整備は、道路特定財源制度の確立により着実に成果を上げてきたところでありますが、まだ、その整備は十分とはいえず、県内外との格差を是正し、活力ある地域づくりを推進するため、時間、距離を短縮する八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路、国道281号をはじめとした道路網の総合的・体系的整備を一層推進する必要があると、特に、高規格幹線道路の整備が大きな課題となっているところであります。

こうした中で、昨年12月8日に「道路特定財源の見直しに関する具体策」を閣議決定し、「真に必要な道路整備は計画的に進める」こととし、この度、10年間の道路整備中期計画(素案)が示されたところであります。

本年12月7日、政府・与党は、来年度予算に向けた道路特定財源に関し、暫定税率の08年度以降10年間の維持、道路整備費の減額などを柱とした見直しに合意し、08年度予算では、07年度の1800億円を上回る額を

一般財源化にすることを決定されたところであります。このほか、地方対策として、地方道路整備臨時交付金から自治体に支出する補助金の割合を引き上げることを決め、一方では、道路の整備状況、環境に与える影響、厳しい財政状況も踏まえつつ、暫定税率を含め、そのあり方を総合的に検討することも盛り込まれたところであります。

しかし、道路特定財源制度は、立ち遅れている道路を計画的かつ着実に整備を進めるため、受益者負担によりその整備を進めることを目的に創設されたものであります。当市を含む地方の道路整備が十分に達成されたといえない状況にあります。

よって、国は、地方における道路整備の重要性を深く認識され、地域住民が必要としている道路を計画的かつ着実に整備するため、受益者負担の目的税である道路特定財源を道路整備の財源として確保し、地方の道路整備の推進が図られるよう要望します。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

岩手県久慈市議会

議長 下斗米 一男

衆議院議長  
参議院議長  
内閣総理大臣  
総務大臣 殿  
財務大臣  
国土交通大臣  
経済財政政策担当大臣

#### 発議案第6号

「非核日本宣言」を求める意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月19日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光  
提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男  
提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男  
提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

#### 「非核日本宣言」を求める意見書

核兵器のない世界を実現するために、いま国内外で大きな努力が求められています。

2010年の核不拡散条約（NPT）再検討会議に向けて、今年4月には新たな準備が開始されました。

2005年5月、核保有5カ国政府は「自国の核兵器の完全廃絶」を「明確な約束」として受け入れ、世界は核兵器廃絶の希望を持って新たな世紀を迎えました。しかし、それ以後7年を経たいまも、「約束」実行の道筋はついていません。いまなお世界には膨大な核兵器が維持・配備され、核使用を示唆する発言さえくりかえされています。新世代の核兵器開発がおこなわれる一方、北朝鮮の核実験にみられるように拡散の危険も現実のものとなっています。

こうした状況を打開するために、日本政府にはヒロシマ・ナガサキを体験した国として、核兵器の廃絶の努力を世界によびかけ、促進する強い義務があります。

また、その努力を实らせるためには、みずからも証として「核兵器をもたず、つくらず、持ち込まず」の非核三原則を遵守し、世界に範を示さなければなりません。

私たちは、日本政府が、「核兵器廃絶の提唱・促進」と「非核三原則の遵守」をあらためて国連総会や日本の国会など内外で宣言し、非核日本宣言として各国政府に通知し、核兵器のない世界のための共同の努力を呼びかけるよう求めるものです。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

岩手県久慈市議会

議長 下斗米 一男

内閣総理大臣 殿

外務大臣

#### 発議案第7号

「後期高齢者医療制度」に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月19日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男  
提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光  
提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也

「後期高齢者医療制度」に関する意見書

政府は2008年4月から、75歳以上を対象に新たな「後期高齢者医療制度」を実施しようとしています。この制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収する。月額15,000円以上の年金受給者は年金から保険料を天引きする。保険料滞納者からは、保険証を取り上げ、窓口で医療費を全額負担させる。75歳以上を対象に別建ての診療報酬を設定し、高齢者に「差別医療」を強いるなど多くの問題点が含まれています。

このため、国においては、70歳から74歳の医療費自己負担増分の1年間の凍結や新たな保険料負担者の保険料の凍結及び軽減措置などの方針を打ち出しているが、制度の見直しには至っていません。

よって、国においては「後期高齢者医療制度」について、国民の理解が得られるような内容に見直しされるよう強く要望いたします。

上記のとおり地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

平成19年12月19日

岩手県久慈市議会  
議長 下斗米 一男

内閣総理大臣 殿  
厚生労働大臣

発議案第8号

公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について

上記の議案を別紙のとおり、久慈市議会会議規則第14条の規定により提出します。

平成19年12月19日提出

久慈市議会議長 下斗米 一男 様

提出者 久慈市議会議員 小野寺勝也  
提出者 久慈市議会議員 中塚 佳男  
提出者 久慈市議会議員 大沢 俊光  
提出者 久慈市議会議員 堀崎 松男

公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書

建設業は、わが国の基幹産業として経済活動と雇用機会の確保に大きく貢献している。

しかしながら、建設業においては元請と下請という重層的な関係の中で、建設労働者の賃金体系は常に不安定な状態にあり、加えて、不況下における受注競争の激化と近年の公共工事の減少が施工単価や労務費の引き下げにつながり、現場で働く労働者の生活を不安定なものとしている。

国においては、平成13年4月に公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律が施行され、参議院で「建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるように努めること」との付帯決議が付されている。また、諸外国では、公契約法の制定が進んでいる状況にある。

よって、国においては建設労働者の適正な労働条件を確保すると共に公共工事における安全や品質の適正な確保のために、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1、公共工事において建設労働者の適正な賃金が確保されるよう公契約法の制定を検討すること。
- 2、「公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律」の附帯決議事項の早期実現を図ること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年12月19日

岩手県久慈市議会  
議長 下斗米 一男

内閣総理大臣  
厚生労働大臣  
国土交通大臣 殿  
農林水産大臣  
総務大臣

議員派遣の件

平成19年12月19日

地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

記

- 1 平成19年度岩手県市議会議長会臨時総会  
(1) 派遣目的 地方自治の本旨に沿い、相提携し、

都市の興隆発展・地方自治の充実強化・市議会の制度及び運営に資するため

(2) 派遣先 奥州市

(3) 派遣期間 平成20年1月23日から24日までの2日間

(4) 派遣議員 濱欠明宏副議長

~~~~~

日程第1 議案第8号、議案第13号、議案第14号、請願受理第3号、請願受理第5号

議長(下斗米一男君) これより本日の議事日程に入ります。

日程第1、議案第8号、議案第13号、議案第14号請願受理第3号及び請願受理第5号の5件を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。高屋敷総務常任委員長。

〔総務常任委員長高屋敷英則君登壇〕

総務常任委員長(高屋敷英則君) 本定例会において総務委員会に付託されました議案3件、陳情2件について、去る12月14日に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告を申し上げます。

〔「陳情ではなく請願です」と呼ぶ者あり〕

総務常任委員長(高屋敷英則君) 大変失礼いたしました。ただいま陳情というふうに申し上げましたけれども、請願でございますので、ご了承いただきたいというふうに思います。訂正しておわび申し上げます。

最初に、議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

当局の説明によると、本案は、国家公務員の給与と改正について人事院勧告がなされ、また岩手県人事委員会においても勧告がなされたことから、当市におきましても、国・県の勧告に準じて一般職の職員の給与を改正しようとするものである。

改正の内容は、若年層に限定した給料月額平均0.8%引き上げ、子らに係る扶養手当の支給月額を500円引き上げ、勤勉手当を0.05月引き上げるほか、所要の文言の整備をしようとするものであると説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、若年層に限定しての改正ということであるが、

対象職員数は何人であるか、給与アップの勧告は何年ぶりであるのかとただしたのに対し、対象人数は32歳未満の100人が対象になり、給与アップの勧告は平成13年以来6年ぶりであるとの答弁がございました。

また、県及び県内他市の状況はどうであるかとただしたのに対し、花巻市と二戸市を除く久慈市を含めた11市が、本年4月にさかのぼり改正しようと12月議会に提案しており、県と花巻市は20年4月1日からの改正を予定して、二戸市は未定であるとの答弁がございました。

そのほか、ラスパイレス指数の県内13市の中でのランク、改正による影響額等々、質疑が交わされたところでございます。

採決の結果、議案第8号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第13号「久慈地区広域行政事務組合の解散の協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。

当局の説明によると、本案は、広域4市町村長による久慈広域行政組織統合に関する合意書に基づき、平成20年3月31日をもって久慈地区広域行政事務組合を解散し、平成20年4月1日から同組合が処理している事務を久慈広域連合に処理させるため、地方自治法第209条の規定により、同組合の解散の協議に関し議決を求めるものであると説明がございました。

統合の概要でございますが、久慈地区広域行政事務組合を解散し、久慈広域連合に同組合のすべての事務を移管するものであり、統合の時期は平成20年4月1日である。統合後の久慈広域連合の議会は、現在の久慈広域連合の議員が引き継ぎ、執行機関についても現在の久慈広域連合の執行機関が引き継ぐものとする。

また、職員定数は178人で、現行より1名の減となり、統合後の構成市町村の負担金の割合は、基本的には必要最低限な経費である固定費を均等割とし、固定費以外の経費については人口割等の応益割となる。ただし、消防経費のうち消防署分署の職員給与費は、署所の職員数割とし、介護給付事務経費については実績による介護給付割となる。

また、施設の建設経費は、消防署・分署分については所在市町村負担、その他については利用実績などにより負担割合を計算し、予算については、久慈地区広域行政事務組合の平成19年度の予算は平成20年3月31

日で打ち切り、出納整理期間に相当する出納分については、久慈広域連合の平成20年度予算に計上することとなる。

なお、構成市町村の議決後、構成市町村長の連名で、岩手県知事に対し解散届出書を提出する予定となっているとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、統合結果について、各市町村の負担割合の差額はどの程度かとただしたのに対し、平成19年度当初予算ベースで試算した場合に、総体経費では約1,000万円程度の減額となり、久慈市では約3,100万円の減、洋野町は約1,400万円の増、野田村は約140万円の減、普代村は約890万円の増となると、そういう答弁がございました。

また、住民生活に直結する多くの事業を展開しているキャリアと歴史のある久慈地区広域行政事務組合が、介護保険単独事業を実施している広域連合という新しい団体に、なぜ吸収統合されなければならないのかとただしたのに対し、広域連合は、より地方自治体としての権限が大きい団体で、より効率的な行政ニーズにこたえられる組織であるので、充実した組織で運営していくものであるとの答弁が得られました。

そのほか、各構成町村議会が協議した時期、統合後の久慈広域連合の役割、機能、組織、メリット、業務内容、身分、議会の構成等々の質疑が交わされたところでもあります。

また、統合に当たり久慈地区広域行政事務組合の機能、役割の部分が継承されるよう、引き継ぎをしていただきたいとの意見も出されました。

採決の結果、議案第13号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第14号「久慈地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。

当局の説明によると、本案は、久慈地区広域行政事務組合の解散に伴って、同組合が所有する財産について、同組合の事務を継承する久慈広域連合に帰属させるため、地方自治法第209条の規定により議決を求めるものであるとの説明がありました。

なお、久慈地区広域行政事務組合が所有する財産は、公有財産は土地が消防無線中継用地など7カ所で、14万3,963.1平方メートル、建物が空中消火等補給基

地など14施設で、1万30.47平方メートル、重要物品は、消防車両など自動車33台及び26種の機械器具類である。債務としては、地方債が元利金合わせて12億4,940万6,302円であるとの説明がございました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、久慈地区広域行政事務組合で、統合前の3月31日までに新規事業により起債がふえることはないのかとただしたのに対し、平成19年度の予算においては新規事業はないとの答弁がありました。

また、分署等の建物は行政財産であるが、土地についてはそれぞれの自治体からの借り上げであるのか、用地においては筆界未定などの問題があるところはないかとただしたのに対して、土地はそれぞれの各市町村からの借り上げで、筆界未定等の係争中のものはないと答弁がございました。

そのほか、久慈地区広域行政事務組合の多額の負債が、将来的に介護保険料に与える影響はないのか、また事業会計の区分、職員の身分、久慈地区広域行政組合の議会の中で、統合についての説明、協議が不十分であったのではないかなどについて、数多くの質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第14号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第3号「日本政府が「非核日本宣言」をすることを求める請願」についてであります。

本請願は、日本国政府が核兵器廃絶の促進と非核三原則を厳守し、非核日本宣言を国内外に宣言し、核兵器のない世界をつくる努力をするよう求め、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たっては、当局及び本請願の紹介議員に出席を要請し、詳細な説明等を参考に審査したところでございます。委員会では、非核とは、原子力発電などを含むすべてのものを対象とするものなのであるかと質問があり、紹介議員からは、請願の趣旨は核兵器の廃絶ということであり、決して核の平和利用を否定するものではありませんとの説明がございました。

採決の結果、請願受理第3号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

次に、請願受理第5号「公契約法制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願」についてであります。

本請願は、公共工事において建設労働者の適正な賃金確保がなされるよう、公契約法の制定と建設労働者の賃金、労働条件の確保が適切に行われるよう早期実現を求め、政府関係機関に対して意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たっては、当局及び本請願の紹介議員に出席を要請し、詳細な説明等を参考に審査したところでございます。委員会では、公契約法制定は適正な労働賃金、労働条件を確保し、公共工事の適格さを求めるものである。したがって賛成であるとの意見もありました。

また、県内各自治体の取り組みの状況はどの質問があり、当局から、県内の市では久慈市、大船渡市、陸前高田市を除く10市が、また県内全体では24市町村で採択されているとの説明がございました。

採決の結果、請願受理第5号は全員異議なく採択すべきものと決しました。

〔発言する者あり〕

総務常任委員長（高屋敷英則君） また大変失礼をしたようでございます。

議案第13号及び議案第14号の両議案の議決を求める根拠となる地方自治法の条項について、先ほど報告の中で、私、第209条というふうに申し上げたようでございます。これは第290条が正しい条項でございますので、おわびして訂正を申し上げます。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」、議案第13号「久慈地区広域行政事務組合の解散の協議に関し議決を求めることについて」、議案第14号「久慈地区広域行政事務組合の解散に伴う財産処分の協議に関し議決を求めることについて」、以上3件は委員長報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よ

って、議案第8号、議案第13号及び議案第14号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第3号「日本政府が「非核日本宣言」をすることを求める請願」及び請願受理第5号「公契約法制定など、公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する請願」について採決いたします。

以上2件は委員長報告のとおり採択することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、請願受理第3号及び請願受理第5号は採択と決定しました。

~~~~~

日程第2 議案第11号、議案第15号、請願受理第4号

議長（下斗米一男君） 日程第2、議案第11号、議案第15号及び請願受理第4号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。桑田教育民生常任委員長。

〔教育民生常任委員長桑田鉄男君登壇〕

教育民生常任委員長（桑田鉄男君） 本定例会において教育民生委員会に付託されました議案2件及び請願1件について、去る12月14日、委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果をご報告申し上げます。

まず、議案第11号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」についてであります。当局から、本案は、久慈市立長内中学校の移転に伴い、設置の位置を小久慈町第37地割32番地1から小久慈町第39地割2番地2に変更し、条例の施行日を3学期の始業日である平成20年1月16日にしようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

現在の長内中学校と、移転先である旧久慈商業高校の校地、建物、敷地、校舎、屋内体育館及び校庭等の面積についてただしたのに対し、校地面積は1万9,840平方メートルから4万4,579平方メートルに、建物敷地面積は9,411平方メートルから2万1,851平方メートルに、校舎面積は4,398平方メートルから4,680平方メートルに、屋内体育館は751平方メートルから1,084平方メートルに、校庭面積は1万251平方メートル

ルから2万2,728平方メートルになる。なお、格技場については、新たに357平方メートルになるとの答弁がありました。

次に、校地、校庭面積が、現在の長内中学校に比べて倍以上になり、管理経費がふえると予想されるが、学校管理に対するPTAや地域住民等の協力について、どのように考えているのかとただしたのに対し、校舎等の維持管理費については基本的な資料はあるものの、新たに教室をふやすなどしていることから、どの程度かかるかについては現在確かな数値は把握していないところである。草刈り等については、これまで地元町内会の方々から協力を得ているが、今後も協力したいとの申し出をいただいております、大変感謝している。学校経営に当たっては、地元の方々との協働を基本に据え、PTAや地域住民などと協議をしながら、ご協力をいただきたいと考えているとの答弁がありました。

そのほか、国庫補助基準面積との比較、校舎の移転費用についてなどの質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第11号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、議案第15号「久慈広域連合の処理する事務の変更及び久慈広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平成20年3月31日をもって、久慈地区広域行政事務組合を解散し、平成20年4月1日から同組合が処理しているすべての事務を久慈広域連合に処理させるため、久慈広域連合の処理する事務の変更及び久慈広域連合規約の一部を変更しようとするものであり、規約変更の概要は、統合後の広域連合で処理すべき事務と、広域連合で作成すべき広域計画の項目を追加し、あわせて関係市町村の負担割合等を改めようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

統合に伴う負担割合の見直しにより、市町村ごとの負担に増減があると思うが、久慈市の場合はどうなるのかとただしたのに対し、久慈市としては総額で3,100万円程度の減になるものと試算しているとの答弁がありました。

次に、広域連合と一部事務組合との仕組みの違いについてただしたのに対し、一部事務組合の場合は、構成市町村からの依頼を受けて事務事業を処理する受託

団体であるが、広域連合は業務をみずから決定、執行できるほか、広域圏計画に基づいて構成市町村に対して勧告ができるなど、強い権限を有することになり、一部事務組合に比べて、かなり自主的、広域的な仕事が可能となってくるとの答弁がありました。

そのほか、統合後の予算規模の見込み等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第15号は全員異議なく可決すべきものと決しました。

次に、請願受理第4号「2008年4月実施の「後期高齢者医療制度」の中止・撤回を求める請願」について申し上げます。

本請願は、平成20年4月から75歳以上を対象とした新たな後期高齢者医療制度が実施されるに当たり、制度に多くの問題点があるとして、平成20年4月からの実施を中止・撤回するよう、内閣総理大臣、厚生労働大臣に対し意見書を提出してほしいというものであります。

審査に当たっては、当局からの説明等を参考に審査したところであります。

以下、述べられた主な意見を申し上げます。

まず、新たな制度は、これまで保険料負担のなかった扶養家族を含めて、75歳以上のすべての高齢者から保険料を徴収すること、年金から天引きすることなど多くの問題があるほか、74%の高齢者がこの新たな制度を知らないというアンケート結果もあり、この制度が実施されれば大変な問題になる。本請願は採択すべきであるとの意見。少子高齢化の時代、これからの医療の形を長期に展望することが必要であり、現時点では、この後期高齢者医療制度がベストであると判断されたものと理解している。本請願の趣旨の大半については理解できるが、中止・撤回という表現については賛成できないとの意見。本来、保険制度とは老若男女、企業、自治体、国それぞれがお金を出し合い、一つになって保険制度を維持すべきであり、75歳以上の方を後期高齢者として細分化することは反対である。高齢者が安心して暮らせるような医療制度にしていかなければならない。請願の趣旨については採択すべきであるとの意見。中止・撤回という表現には反対であるが、請願の内容には賛同できるので、趣旨採択とすべきであるとの意見。後期高齢者を対象とした新たな医療制度は、高齢者の医療費が増大している中で、財政的な

面からは必要な制度である。制度の内容について高齢者及び国民の理解を得るように、また不安を持たないような形に工夫することが必要であり、趣旨採択とすべきであるとの意見等々の意見が出されたところであり、終局において本請願中の表現、字句に適切でない部分があるものの、趣旨には賛同できるとの意見が大勢を占め、採決の結果、全員異議なく趣旨採択すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） たいいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。まず、議案第11号「久慈市立小中学校設置条例の一部を改正する条例」、議案第15号「久慈広域連合の処理する事務の変更及び久慈広域連合規約の一部変更の協議に関し議決を求めることについて」、以上2件は委員長報告のとおり可決することに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第11号及び議案第15号は原案のとおり可決されました。

次に、請願受理第4号「2008年4月実施の「後期高齢者医療制度」の中止・撤回を求める請願」について採決いたします。本件は委員長報告のとおり趣旨採択とすることに異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、請願受理第4号は趣旨採択と決定しました。

~~~~~

日程第3 議案第9号、議案第10号、議案第16号

議長（下斗米一男君） 日程第3、議案第9号、議案第10号及び議案第16号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。堀崎産業経済常任委員長。

〔産業経済常任委員長堀崎松男君登壇〕

産業経済常任委員長（堀崎松男君） 本定例会にお

いて産業経済委員会に付託されました議案3件について、去る12月14日に委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果をご報告いたします。

なお、委員会では審査に先立ち、議案第16号について現地調査を行ったところであります。

最初に、議案第9号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」について申し上げます。

本案は、企業立地促進法において、一定の区域の市町村及び県が企業立地等の基本計画を策定し、国と協議した上で同意を受ければ、企業が立地しやすいように支援措置を講ずる制度で、本年6月に創設されました。この法律に基づく支援措置を受けるために、条例を定めるものであります。

当局からは、企業立地等の基本計画において、立地を重点的に促進すべき区域として位置づけた久慈地区拠点工業団地、久慈港半崎工業区域及び久慈港諏訪下工業区域の3区域について、緑地の敷地面積に対する割合を100分の10以上に、修景施設等の環境施設の敷地面積に対する割合を100分の15以上にしようとするもので、公布の日から施行しようとするものであるとの説明がありました。

以下、審査の概要について申し上げます。

まず、立地重点区域として、指定した3区域以外にも重点区域があるのかとただしたのに対し、基本計画の中では、この3区域のみを定めているとの答弁がありました。

次に、この3区域の中でどういう建物が建設されているのかとただしたのに対し、久慈地区拠点工業団地には現在休業中の森のトレー、久慈港半崎工業区域には北日本造船、久慈港諏訪下工業区域にはマルサ嵯峨商店の3社が立地しているとの答弁がありました。

次に、この条例が施行されることにより、企業立地にどういうプラス要因が出てくるのかとただしたのに対し、本条例の規制緩和と議案第10号の固定資産税の減免措置が講ぜられることにより、企業の誘導が図られ、地域経済の活性化につながるとの答弁がありました。

また、緑地の面積を緩和することは、二酸化炭素削減に逆行していないのか、市の財政力指数、北日本造船の第3期工場の工事の概要等について質疑が交わさ

れ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第10号「工場等設置奨励条例の一部を改正する条例」について申し上げます。

本条例は、企業立地施策の充実を図るため、所要の改正をしようとするものであります。当局からは、本市に工場または事業所を新設、または増設することを奨励し、産業の振興と雇用の増大を図ることを目的としたところであり、今回の改正は、本年6月に施行された「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律」の中で、企業立地計画に基づき、製造業で5億円以上の家屋及び構築物並びにこれらの敷地である土地に係る固定資産税を減免した場合には、免除額の一部が3カ年間、普通交付税による減収補てん措置が講じられることとされていることから、新たに条例に課税免除の条項を加え、所要の改正をしようとするものであるとの説明がありました。

以下、質疑の概要について申し上げます。

まず、平成20年度予算措置にかかわって、予算に反映される見込みがあるのかとただしたのに対し、現在、北日本造船が第3期増設工事に取り組んでおり、対象になるのは平成21年ということになると思うとの答弁がありました。

また、法の趣旨が地域に生かされるように、減収補てん対象条件を緩和すべきではないのか等の意見が出され、終局において、当局に対し製造業5億円以下のものも補てん対象とすることなど、国に働きかけることの見解を付し、採決の結果、議案第10号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第16号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」申し上げます。

本案は、平成20年4月に開設予定の観光交流センターの管理を行わせるため、指定管理者を指定しようとするものであります。当局からは、観光交流センターの指定管理者として社団法人久慈市観光物産協会を、平成20年4月1日から23年3月までの3カ年間指定しようとするもので、申請手続等の経過は、社団法人久慈市観光物産協会から、株式会社街の駅・久慈を構成団体として指定管理者に係る申請があり、久慈市指定管理者選定審査会において、申請書類及びヒアリング審査の結果、社団法人久慈市観光物産協会を指定する

ことが妥当であるとされたものであります。

また、指定管理費については、本議会の補正予算に債務負担行為として提案しているとの説明がありました。

以下、質疑の概要について申し上げます。

まず、指定管理者の応募が社団法人久慈市観光物産協会以外になかったのかとただしたのに対し、申請は1申請のみであるが、構成団体として株式会社街の駅・久慈とのグループ提案があったものであるとの答弁がありました。

次に、指定管理を受けるのは、社団法人久慈市観光物産協会であるが、株式会社街の駅・久慈が構成団体になっていることのかかわりについてただしたのに対し、市の観光交流センターの維持管理については、社団法人久慈市観光物産協会が行い、運営については両者が一体となって運営するとの答弁がありました。

また、道の駅が登録となった場合の考え方、指定管理費の人件費の内容、人員の体制、久慈市観光物産協会の役員の構成等について質疑が交わされ、採決の結果、全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） たいいまの委員長報告に対し、質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第9号「企業立地の促進等による地域における産業集積の形成及び活性化に関する法律第10条第1項の規定に基づく準則を定める条例」、議案第10号「工場等設置奨励条例の一部を改正する条例」、議案第16号「指定管理者の指定に関し議決を求めることについて」、以上3件は委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第9号、議案第10号及び議案第16号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第4 議案第12号

議長（下斗米一男君） 日程第4、議案第12号を議題といたします。

以上に関し、委員長の報告を求めます。中塚建設常任委員長。

〔建設常任委員長中塚佳男君登壇〕

建設常任委員長（中塚佳男君） 本定例会において建設委員会に付託された議案第12号「久慈市水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を改正する条例」について、去る12月14日、委員会を開催し審査いたしましたので、その概要と結果についてご報告いたします。

なお、委員会では、審査に先立ち現地調査を実施したところであります。

本条例は山形町荷軽部地区に簡易水道施設を設置するため、関係する条例について所要の改正をしようとするものである。なお、施設の名称を日野沢・荷軽部簡易水道とした根拠について、従来例では新たな荷軽部簡易水道として設置するところであるが、簡易水道に対する国庫補助制度の見直しにより、新設については地理的条件、経営上の条件で限定されることとなるため、今回の補助対象となる既存の水道事業の拡張として整備しようとするものであるとの説明がありました。

審査の中では、浄水場等、設置の危機管理及び水質検査の実施について、また荷軽部区域における簡易水道事業の総事業費見込みについての質疑があり、危機管理については山形町のみならず巡視体制等を強化しながら万全を期していきたい。水質検査については、水道法に基づいて実施したい。また、総事業費見込みは概算で8億円程度を見込んでおり、そのうち4割が国庫補助であるとの答弁がありました。

そのほか、計画1日最大給水量の算定根拠、供用開始の見込み等について質疑が交わされたところであります。

採決の結果、議案第12号は全員異議なく原案のとおり可決すべきものと決しました。

以上で委員長報告を終わります。

議長（下斗米一男君） ただいまの委員長報告に対し質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第12号「久慈市水道事業の設置等に関する条例及び簡易水道事業に地方公営企業法を適用する条例の一部を改正する条例」は、委員長の報告のとおり可決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第12号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第5 議案第1号

議長（下斗米一男君） 日程第5、議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」を議題といたします。

議案の審議方法についてお諮りいたします。第1条歳入歳出予算の補正については、歳入歳出ともそれぞれ款ごとに説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

第1条歳入歳出予算の補正、歳入13款国庫支出金、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） それでは、事項別明細書によりご説明申し上げます。

12ページになります。

13款国庫支出金、1項国庫負担金は、4目災害復旧費負担金に、去る9月に発生した大雨災害にかかわる土木施設災害復旧事業911万円を計上。

2項国庫補助金は、2目民生費補助金に補助金の確定見込みにより、障害者地域生活支援事業359万3,000円の増ほか1件の増、合わせて450万5,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

14款県支出金、説明を求めます。末崎総務企画部長。総務企画部長（末崎順一君） 14款県支出金、2項県補助金は、補助金の確定見込みにより、2目民生費補助金に身体障害者グループリビング事業33万円の減

ほか2件の増、合わせて693万9,000円を計上。5目農林水産業費補助金に、農業経営基盤強化資金利子補給3万4,000円の増ほか3件の増、1件の減、合わせて581万8,000円を計上。6目商工費補助金にまちづくり交付金2,950万円を計上、県補助金は、合わせて4,225万7,000円を計上。

3項委託金は、1目総務費委託金に参議院議員通常選挙執行経費460万3,000円の減ほか2件の減、合わせて961万1,000円の減。2目民生費委託金に、地域自立支援協議会バックアップ事業32万4,000円を計上、委託金は、合わせて928万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

19款諸収入、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 19款諸収入、4項雑入は、4目雑入に県営中山間地域総合整備事業日野沢地区清算金538万8,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

20款市債、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 20款市債、1項市債は、歳出補正予算に関連し、3目農林水産業債に中山間地域総合整備事業債150万円の増ほか1件の増、合わせて740万円を計上。4目商工債に街なか再生推進事業2,400万円の減。8目災害復旧債に現年発生補助災害復旧事業債440万円の増、市債は、合わせて1,220万円の減額を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出補正予算、給与費明細書及び1款議会費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 34ページになります。

補正予算給与費明細書1の特別職であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。

その他の特別職で2人の増となり、報酬で283万

7,000円、共済費で40万4,000円、合わせて324万1,000円の増となります。

次に、35ページになります。

2の一般職であります。先ほど議決いただきました議案第8号「一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例」に基づく給与改定のほか、職員の採用、退職や異動に伴う会計間の調整、手当の実績見込みにより予算計上したものであります。

（1）総括の比較欄をごらん願います。職員数は3人の減、給与費は給料が3,422万6,000円の減、職員手当が155万5,000円の増となっております。給与費全体では3,267万1,000円の減であります。

また、共済費は1,875万6,000円の減であります。職員手当の増減の内訳につきましては、次の表のとおりであります。

次に、（2）給料及び職員手当の増減額の明細であります。給料は給料の改定に伴い126万9,000円の増、職員の退職及び会計間異動等により3,549万5,000円の減であります。職員手当は扶養手当の改定、勤勉手当の支給月数の改定に伴い511万2,000円の増、実績見込みにより355万7,000円の減であります。

それでは、前に戻っていただきまして14ページをお開き願います。

1款議会費、1項議会費は、1目議会費に職員給与1,003万8,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 今の給与費明細書の件ですけれども、今34、35ページの説明があったところですが、よろしいでしょうか。

一つは、この時点で特別職が2人ふえているわけです。このふえた内容をお聞かせをいただきたいと思えます。

それと、この表はこの時点での動きを表示しているわけですが、来年度の予算も既に組むといいますが、そういう時期に来ていますけれども、退職者の数も、たしか11月末段階で確定するやに聞いておりますが、来年度の退職者数、予定数がどうなっているのか、例えば職員の退職者の予定数がここで聞けたら聞かせていただきたいと思えますが、お聞かせ願いたいと思えます。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 初めに、特別職の人数、2名の増の内容でございますけれども、これは身体障害者を雇用するために2名が不足しておりましたので、その分を予算化したものでございます。

それから、退職者につきましては、11月末現在の一つの区切りとしまして希望をとったところでございますけれども、それは今後、まだ動きが予想されるということもありますので、今の段階では具体的な数字を申し上げることは差し控えさせていただきたいと思っております。

以上です。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 今の2名についてあったんですが、障害者雇用の関係で2名というのはどういうことなのか、内容がわかるように、ちょっとお聞かせいただきたいと思っております。

それと、今の時点で人数、11月末現在で希望をとっていらっしゃる、確定していないということですが、しかし、この段階で当局では一定の動向を見るためとございますが、当然来年度に向けての体制をつくるためにそういうことでやっていると思うんですが、人数的に何人退職予定なのかという人数を、私は個別の名前までを出してほしいとは言っていないので、現時点における希望者数はどうなっているのか、当然私は数字として出していただきたいと。

それと同時に、当然11月末で押さえた形で来年の動向をどうするのか、どういう形でその体制を組んでいるかということにつながってくると思っておりますので、希望者数については、数だけでもお聞かせいただきたいと思っております。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） それでは、初めに特別職の職員の数についてでございますけれども、これは一般質問の中でお話し申し上げましたが、身障者の基準、市長部局につきましては7人であって、重度の方がいらっしゃるということで6名を配置しなければいけないと。これが予算編成をしたのが、ことし1月1日現在で予算編成をしている関係で、異動等があった4名であったわけなんです、それが4月1日の配置が6名ということで、不足している2名について異動に伴って増額をしたと、今回の調整で異動調整を

したということでございます。

それから、退職者につきましては、その希望といたしますか申請といたしますか、そういうものは確かに出されているわけですが、それらを参考にしてこれから進めていくわけでありますが、例えばまだ確定したといたしますか、まだ辞令交付もしておりませんし、そういったものは、ある程度もう少ししてからでないとお話しできる状況にないということについては、ぜひご理解をいただきたいと思っております。よろしくどうぞお願いいたします。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

2款総務費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 2款総務費、1項総務管理費は、1目一般管理費に嘱託職員報酬386万7,000円の増ほか2件の減、1件の増、合わせて8,421万2,000円の減。2目文書広報費に実績見込みにより文書事務経費220万円の増。5目財政管理費に庁舎維持管理費48万4,000円の減ほか1件の減、1件の増、この目の補正額はありません。6目企画費に、来年度からの路線バス運行に係る準備経費として路線バス運行事業費309万3,000円の増、J Aバス大野線廃止に伴い、新たに路線参入するバス会社を支援する路線バス運行事業費補助金16万9,000円の増、合わせて326万2,000円を計上。総務管理費は、合わせて7,875万円の減額を計上。

2項徴税費は、1目税務総務費に、職員給与費3,283万円の増。2目賦課徴収費に実績見込みにより市税納付促進業務経費80万円の減。徴税費は、合わせて3,203万円を計上。

16ページになります。

3項戸籍住民基本台帳費は、1目戸籍住民基本台帳費に、職員給与費1,287万1,000円の減、電算システム改修等に係る戸籍住民基本台帳事務経費284万2,000円の増、合わせて1,002万9,000円の減額を計上。

4項選挙費は、1目選挙管理委員会費に職員給与費29万8,000円の増。3目市議会議員選挙費から5目参議院議員通常選挙費まで、各選挙の実績により、それぞれ減額をいたしました。選挙費は、合わせて2,601万4,000円の減額を計上。

5項統計調査費は、1目統計調査総務費に職員給与費42万2,000円の増。

18ページになります。

2目指定統計費に、実績見込みにより指定統計調査経費8万円の減。統計調査費は、合わせて34万2,000円を計上。

6項監査委員費は、1目監査委員費に職員給与費9万7,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 2款1項6目企画費ですが、バス路線の関係の309万3,000円の準備ということですが、多分時刻表等でないかと思うんですが、その内容等についてお聞かせいただきたいと思います。

それから、路線バスの事業補助金16万9,000円ですが、具体的な内容をお聞かせいただきたいと思います。以上です。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） それでは初めに、路線バス運行事業費の309万3,000円についてお答えいたします。

この経費は、利用促進協議会を立ち上げるわけですが、その謝金が11万8,000円、そして市民バスの愛称募集をするわけですが、それに対する記念品として2万1,000円の経費を計上、そのほか印刷製本費、バスの時刻表、それからバス停用のステッカー、あるいはバス停用の時刻表があるわけですが、そういった経費、それが58万2,000円。そのほか駅前にバスプールがございますけれども、その危険ゾーン、そういったもののラインをはっきりと表示をするといったようなこと、あるいはバス停のポール、そういったものの経費を計上して309万3,000円となったものでございます。

それから、大野線にかかわる助成についてでございますけれども、大野線につきましては赤字路線でありますけれども、自主運行することによって国庫補助金が導入できるということで導入をすることになったわけですが、それでもなお補助対象外の経費というものが出てくるわけでございます。それが今年度にかかりましては、その準備経費、ワンマンバスのテープの作成経費あるいは運賃データの書き込み等でございますので、そういった経費を洋野町と共同で、路線距離に応じて支援しようとするものでございます。全体の経費は30万4,000円の経費でございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 今、時刻表等をつくっているんだということでありまして。そうしますと、市の方で時刻表をつくっていくんだということになりますけれども、いわゆる委託費の中にはそういうのは入ってなくて、他に運行する経費ということになっているのか、もう入札が終わっていますけれどもね。

そうすると、当然3年間の契約をしておりますから、時刻表なんていうのは消耗品ですからあれですし、例えばJRなんかは年に1回変わりますけれども、その時刻表の変更は3年の見直しということになりますけれども、1年ごとにやってみて実際に合わない、利用者にマッチングしないということがわかってきたときに、また変えなければならないという場合もあると思うんですけれども、時刻表の考え方ですが、それはあくまで市の方が、こういった事例についてはずっとやっていくということにとらえているのか。

どうも私は、委託の内容にこの辺が入っているのかなと思ったんですが、入っていないということになると、また委託費以外に、いろいろと運行に当たっての経費がもるもるかかるわけです。そういった点で、これから、さらにこういった形で市が予算化していかなければならないという業務内容がどんどん出てくるのか。これは4月1日から委託業者が運行するんですけれども、運行後もいろんな形で、さらに経費がこういった形で出てくるのか、その辺あわせてお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） バスの時刻表につきましては、それぞれのバス事業者がばらばらに出すのではなくて、まとめなければいけないといったようなことがございまして、これについては、当初から市の方で用意をして、全戸配布をするといったようなこともするというところで取り組んでいるものでございます。したがって、変更等があれば、それについては市の方でやらなければいけないということになります。

これからどんどんふえるのかといったことですが、それは、例えばバス停の管理といいますか、もしそれが壊れた場合は市で保守をするということにしております。今のところ大体その程度だと思っておりますけれども、初めての試みでございますので、ちょっと

予測しかねる部分もあろうかと思いますが、大体この程度の金額でやれるのではないかと考えているところでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

3款民生費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 3款民生費、1項社会福祉費は、1目社会福祉総務費に職員給与費2,064万6,000円の増、オストメイト対応のトイレ設置や、障害児を育てる親の交流の場整備等を支援する障害者自立支援事業費1,126万4,000円の増ほか1件の増、1件の減、合わせて3,234万7,000円を計上。2目老人福祉費に、実績見込みにより緊急通報体制等整備事業費258万2,000円の増ほか2件の増、1件の減、2件の組み替え、合わせて1,466万9,000円を計上。3目国民年金費に職員給与費166万4,000円の減額を計上。

20ページになります。

社会福祉費は、合わせて4,535万2,000円を計上。

2項児童福祉費は、1目児童福祉総務費に職員給与費339万9,000円の減、実績見込みにより代替保育士等臨時職員賃金及び共済費2,515万8,000円の増ほか1件の増、合わせて2,339万7,000円を計上。3目児童福祉施設費に、職員給与費167万1,000円の増、来内保育園の備品購入に係る保育施設整備事業費17万5,000円の増、合わせて184万6,000円を計上。児童福祉費は、合わせて2,524万3,000円を計上。

3項生活保護費は、1項生活保護総務費に職員給与費30万7,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 後期高齢者医療制度電算システム経費にかかわって、二、三点お尋ねいたします。

これについては法改定に伴うもので、今もって発足前からいろんな問題を惹起をして、見直し撤回を求めるといった声はほうはいとして起きているわけですが、そこで私は中止・撤回を求めるものでありますけれども、この電算システムが4月実施という前提で準備にかかると思うんですが、現在でもいわゆる扶養者については6カ月間は保険料を全面免除ですね。後の6カ月間は9割免除、2年目からは当たり前といいますか、そういう見直しなんですよ。

これが今、全国各地からいろんな意見が出る中で、こういう見直しなり修正なりがこれからも出てくる可能性があるのではないかと、そうなった場合に、さらにシステムの経費がかさむ懸念はないのかどうかというのが第1点。

第2点は、保険料の問題についてお尋ねいたします。

久慈市の資料をもらいましたけれども、国保税との比較で見ますと、大体、発足時では国保税の0.7掛けあるいは0.8掛け、扶養者等であれば皆増になるわけですけれども、そういう設定です。

ところが、聞けば保険料の改定は2年ごとに繰り返されるということです。そして、しかもこの制度が発足すれば、保険料の引き上げの自動装置といいますが、これができている。それはいわゆる医療給付費が高騰すれば一定割合の負担ですからふえてくると、あるいは老人75歳以上の後期高齢者の人口がふえれば、それに伴って保険料もアップされるんだということで、いわば天井知らずの保険料アップになるのではないのかなという懸念を、今の時点でも非常に高いということで、厳しい指摘があるわけですけれども、そういう点について、どういう仕組みになっているのか明らかにしていただきたい。

3点目ですが、この制度の発足に伴って制度が大きく変わる、来年の4月からこの保険事業制度そのものが大きく変わるということです。いわゆる特定健診というものが導入をされるというふうに聞いています。

この特定健診については、74歳までは義務的なものだというので、ところが75歳以降は努力規定といいますが、そういう定めになっているやに聞くわけですが、そうすると、保険事業の分野においても74歳以下と75歳以上では、おのずとそこには差別的な取り扱いが出てくるのではないかというような指摘もあるわけですが、その辺はどのようになっていますか、お聞かせください。

議長（下斗米一男君） 佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） まず、1点目の質問にお答えします

軽減措置、最初の6カ月間はゼロで、あとの6カ月間は9割補助の助成をすると、あと1年間は半額というふうな、新たに保険料を払わなければならない方はそういうふうな軽減措置があるということですが、それにつきましても、今回のシステムの委託料の中に含

まれております。したがって、債務負担の方でもお願いをしているところでありますが、七月ごろ保険料の賦課やりますので、それまでは電算システムの構築があるということでございます。

したがって、経費がふえるんじゃないかということでございますが、今回お願いする額でやっていくというふうな考え方でございます。

あと、もう一つ、特定健診、保健指導の関係でございますが、確かに議員がお話しになられましたように、国保の方では74歳までは義務化になってございます。それから、75歳以上につきましては努力規定と。これは若手県の後期高齢者広域連合の方でやるということでございます。広域連合の方は努力規定ですので、差があるんじゃないかということのお話ですが、広域連合の方の対応でございますので、国の方では、いずれそのような差がないような形での対応というふうなことは基本的には言っておりますが、久慈市で行う国保の保健指導につきましては、義務の内容でございますので、それを実施してまいりたいというふうにはとらえております。

あと、保険料の改定、2年ぐらいの部分でやっていくというふうな中で、青空天井ということになるんじゃないかと、制度はどうなっているのかというふうなことでございますが、後期高齢者連合の方に負担をやるということになります。その負担の額は若干減るといふふうに見ております。今まで老健の特別会計の方に国保の方から繰り出しをしているわけですが、その部分の額が若干減るんじゃないかというふうな予想を立てております。後期高齢者医療の方に移っても、そういうふうな傾向が見られるであろうというふうにはとらえているところであります。

あと、今、議員さんがお話しになられました特定健診あるいは保健指導の経費等がふえますので、これらを含めて、あと合併前の旧山形地区の保険料と旧久慈市の保険料の間に若干の差がありますので、その辺の是正の一元化ということも含めて、今、保険料について検討をしているところであります。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 部長が後段説明された旧山形村との関係の問題とか、それから健診の負担が変わってくるという点についてはわかるんですよ。

私が言っているのは、後期高齢者医療制度の保険料の法制上、いわゆる医療給付費の1割ということになっているでしょう、後期高齢者の負担する割合が。医療給付費がふえれば、1割負担ですからふえますよね。それから、後期高齢者人口が2008年度発足時は10%を見ているわけですね。ところがこれが2015年には10.5%ないし10.8%、いわゆる高齢者人口がふえていくに伴って保険料もふえるんだという仕組みになっているということからすれば、部長がはしなくも言われた青天井的な保険料のアップになるのではないかと、そうではありませんかということをお願いしているんですが、いかがですか。

議長（下斗米一男君） 佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 後期高齢者連合も国保特別会計も、いずれ収入に見合った医療費、いわゆる歳出を工面していくというふうな状況の中で、当然ながら医療費等が全体的に上がれば歳入の財源構成も決まっておりますし、そういうことですので、そういうふうな流れの中で歳出に見合った相当分の保険料というふうなことになっているというふうな考えているところであります。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 障害者自立支援事業費、先ほどの説明ではオストメイト対応のトイレの設置だということでございますが、久慈市における庁舎内のこういった対応が非常に私は遅いと思ったんですが、やっとついたと。県の合同庁舎について言うと、かなり前から各階にあったんですが、やっぱりこういった点の施設整備というのは健康な人も、それから障害を持った人も庁舎に用があって来るわけですから、そういった方が来やすい施設にしていくという観点からいうと非常に大事なことであるわけですから、今回何カ所につけようとしているのか、1階だけなのか、2階にもつけようとしているのか、この内容についてお聞かせをいただきたいというふうに思います。

それから、緊急通報の関係ですが258万2,000円の補正増だということでもあります。この点についてもいろんな形で努力をして、民生委員等を含めて、チラシでなくて人を介して、いろんな形で普及しているということから進んでいるのではないかというふうに思っていますけれども、旧山形は合併前はほとんどなかったんですけども、この点でどういう状況になってきて

いるのか、この予算補正計上、総トータルでどういうふうなことになっているのか、旧山形と久慈市内というふうにお知らせいただければありがたいです。

以上です。

議長（下斗米一男君） 菅原福祉事務所長。

福祉事務所長（菅原慶一君） 障害者自立支援法の関係で、今回のオストメイト対応トイレの設置予定でございますけれども、今回の予算では2カ所を予定しております。これは1カ所は、市庁舎の1階の身障者用トイレに一つ、それから、もう一つはガタゴンの方にありますけれども、そちらの身障者用トイレの一つの2カ所を予定しているものでございます。

それから、二つ目に緊急通報の関係の実態ということで受け取りましたけれども、状況につきましては、現在一番新しいデータで、12月6日現在で274台でございます。それで、今回補正をお願いしてございますけれども、これで平成19年度末の見込み、今年度末の見込みとして284台と予定しております。

それから、旧山形村との状況でございますけれども、ちなみに平成18年度でお話し申し上げますが、旧久慈が225、それから旧山形が21、それで合わせて246ということで、平成18年度は結構伸びたような状況でございました。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

4款衛生費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 4款衛生費、1項保健衛生費は、1目保健衛生総務費に職員給与費2,039万3,000円の減ほか2件の増、合わせて1,984万1,000円の減額を計上。

2項清掃費は、1目清掃総務費に職員給与費892万5,000円の増ほか1件の減、1件の増、合わせて155万2,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

5款労働費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 22ページになります。

5款労働費、1項労働諸費は、1目労働諸費に職員給与費12万4,000円の減ほか1件の増、合わせて10万6,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

6款農林水産業費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 6款農林水産業費、1項農業費は、2目農業総務費に職員給与費3,919万9,000円の減ほか1件の増、合わせて3,913万円の減額を計上。3目農業振興費に、実績見込みにより中山間地域等直接支払推進事業費3万9,000円の増ほか2件の増、1件の減、合わせて114万1,000円を計上。5目農地費に日野沢地区換地清算金に係る農地事務費538万9,000円の増、事業費の確定見込みにより、県営中山間地域総合整備事業日野沢地区負担金157万5,000円の増、合わせて696万4,000円を計上。農業費は、合わせて3,102万5,000円の減額を計上。

2項林業費は、1目林業総務費に職員給与費661万2,000円の減額を計上。

24ページになります。

3項水産業費は、1目水産業総務費に職員給与費118万7,000円の増ほか1件の減、1件の増、合わせて297万8,000円を計上。4目漁港建設費に職員給与費26万円の増、事業費の確定見込みにより、漁港整備事業費1,304万8,000円の増、合わせて1,330万8,000円を計上。水産業費は、合わせて1,628万6,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。14番桑田鉄男君。

14番（桑田鉄男君） 3項の農業振興費にかかわってお尋ねをしたいと思います。

ほうれんそう生産団地形成事業費、この中身と、ほうれんそう生産団地は就農している方々に、市が間に立つような形でここを買ってもらおうと、そういうふうなことで進んでいたと思うんですが、その経過についてお尋ねをします。

議長（下斗米一男君） 中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） ほうれんそう生産団地形成事業費179万2,000円の補正の内容でございますが、これは森林管理署の用地を団地内道路等として取得するための予算計上でございます。

それから、そのほかの農地につきましては、現在予定者でございますけれども3名でございますが、この方々が購入する予定ということで、1人の方は最近になって辞退したというふうな状況でございます、今後あと1人の方を公募する予定で進めているところでございます。

以上です。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 今のことに一つ関連します。今答弁あったところですけども、ほうれんそう団地の関係で1人撤退したというふうな情報もあるわけですね。その方は3年ぐらい、たしかやった人のように思うんですが、その辺の事情をお聞かせいただきたいし、新たに募集していきたいという話ですが、その見通しはどうなっているのかお聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、水産総務費の繰出金267万6,000円の内容、これは多分特別会計への繰り出したと思うんですが、その内容と、漁港建設費の15節の工事請負費の関係、これは漁集関係の予算だと聞かれますけれども、いわゆる漁業集落排水事業の予算というのは、特別会計の予算で見られる場合もあるし、こういった形で一般会計の中の漁港建設費の中で見るということもこれまでもあったと思うんですけども、説明がないとなかなか見えてこない部分なんですけれども、この漁業集落排水事業の特別会計は、既に運営しているいろんな漁集あるわけですけども、主にその関係の予算計上なのか、建設に当たっては一般会計の中の水産業費の中でほとんど見ていくのか、それがちょっと見えてこない部分があるものですから、その辺を含めて、見方を少し解説も含めてしていただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） まず、1点目のほうれんそう生産団地の撤退者、なぜ撤退したのかというふうなことでございますけれども、この方は生産団地に最初から入植した方で、5年ほど経過した方でございます。ただ最近になりまして、農業に対する生産意欲をなくしたというふうなことでございまして、いろいろ家族の方々等とも話し合いを持ったところでございますけれども、どうしても本人がやる気をなくしたというふうなことでございまして撤退するというのが大きな理由でございます。

それから、水産の267万6,000円の繰出金でございますけれども、これは毎年消費税の還付金でございますけれども、これの確定によって267万6,000円の補正計上したというふうなことでございます。

それから、特別会計と一般会計の漁業集落排水の内容でございますけれども、特別会計では、いわゆる下水道にかかわること、これは建設、維持管理、両方でございますけれども、下水道にかかわる漁業集落排水事業として整備をしているものでございまして、一般会計では集落道、あるいは公園等々の下水道以外の工事にかかったの予算を計上しているものでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） そこはわかりました。すると、下水道に直接係る以外の関連道とか公園とかについては、一般会計で見ているんだと。そうすると今回の2,485万4,000円というのは、どこと、どこと、どこの予算か、内容をお知らせください。

議長（下斗米一男君） 中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） これは、主な増でございますけれども、桑畑地区の集落道、約300メートルの事業促進を図ると。これは下水道事業の方でのいわゆる特別会計の方の執行予算が低入札とでも申しますか、執行残がありまして、それを一般会計の方に今回充当したというふうなことで、集落道の整備を300メートル程度、事業促進として進めたいということで計上したものでございます。大部分、この桑畑地区の事業集落道につき込むということでございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

7款商工費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 7款商工費、1項商工費は、1目商工総務費に職員給与費7,198万3,000円を計上。2目商工業振興費に、事業費の確定見込みにより街なか再生推進事業費643万円の増ほか6件の増、合わせて1,139万5,000円を計上。3目観光費に、実績見込みにより、観光施設維持管理費144万7,000円の増ほか1件の増、合わせて165万1,000円を計上。商工費は、合わせて8,502万9,000円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

8款土木費、説明を求めます。末崎総務企画部長。
総務企画部長（末崎順一君） 26ページになります。

8款土木費、2項道路橋梁費は、1目道路橋梁総務費に職員給与費2,181万6,000円を計上。2目道路維持費に、実績見込みにより道路維持補修経費873万2,000円の増ほか2件の増、合わせて1,096万6,000円を計上。3目道路新設改良費に職員給与費359万9,000円の減ほか2件の組み替えを計上。道路橋梁費は、合わせて2,918万3,000円を計上。

3項河川費は、1目河川改良費に職員給与費73万4,000円の増、事業費の確定見込みにより、河川改良事業費100万円の増、合わせて173万4,000円を計上。

5項都市計画費は、1目都市計画総務費に職員給与費18万5,000円を計上。2目街路事業費に職員給与費170万7,000円の減ほか1件の組み替えを計上。

28ページになります。

5目公園費に組み替えを計上。都市計画費は、合わせて152万2,000円の減額を計上。

6項住宅費は、1目住宅管理費に職員給与費23万9,000円の増ほか1件の組み替えを計上いたしました。以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 第1点は、道路維持補修経費等について、この内容についてお聞かせいただきたいんですが、もう一つは、冬期に入ってきて当然除雪費がかかるわけですが、以前から問題になっている排雪の問題、特に街なかの捨て場がない場所、特に感じるんですが、集めていてそれを捨て場に運ぶというところまでの予算計上しているのか、毎年問題になるんですけれども、予算計上しないと、そのところが動かないわけですが、特に街なかのそういった点に対応になっているのかどうか。

それから、塩化カルシウムをまいているわけですが、報道によれば青森市ではホタテの貝殻を活用した融雪剤をこしから使うという報道です。ただ、その値段が2倍か3倍だということですね。それでもなぜ使うかという、今の塩化カルシウムは鉄類がさびると、橋梁の鉄骨がさびるとか、そういった修繕費を考慮したときに、あるいは自然環境とのかかわりで貝殻の方が非常に有効だと、総トータルで考えると、そのものは確かに2倍か幾らするだけけれども、維持管

理を含めた場合に、総トータルでペイするなり、あるいは自然環境にいいんだというようなことで、こしから使うという報道がありました。

久慈市においても、そういった点の検討が必要ではないのかというふうに思うんですが、お聞かせを願いたいというふうに思います。

それから、都市計画にちょっと関連しますが、一般質問でも質問があったということですが、街路樹のあり方、宮澤議員からも質問があったんですが、門前のあの久慈病院通りですけれども、あの当時、非常に深い検討のないまま今の街路樹に決めたのではないかというふうに、私は今でも思っているんですけれども、秋、特に落ち葉が落ちてきますと、雨が降れば滑るし、それから根が張ってきて歩道を壊すという状況もあるし、当然今まで修理もしてきました。それから、非常に伸びるのが速くて、本当に管理上、市でさまざまな緊急雇用等を使って切っているんですけども、非常に大変な時期があると。ぜひこれはドウダンツツジとかそういったのに、なるべく早く切りかえて、あれ以上太くならないうちに対応すべきでないかというふうに思います。

同時に、これはボランティアでもいいですから、例えばあの一つ一つを自分が管理するんだという形での募集もしながら、ある方は自分で草を取って花を植えている方もいるんですよ。そういった方もいますし、そういった意味ではあの線、そういった意味での参加も含めながらでもいいわけですから、今のあれは何という木ですかね、ニセアカシアというんですか、ちょっとわかりませんが、ちょっと成長が早過ぎて街路樹には非常に問題があると。しかも街路灯の明かりの邪魔もしているということで、道路を照らさず天井ばかり照らしている状況がありますので、そういった点での検討をしていただきたいと思いますが、お聞かせをお願いしたいと思います。

それから、住宅経費の工事費155万円、15節で見えています。この内容についてお聞かせください。

以上です。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） まず最初に、道路維持費の内容ということでございますが、最初にこの道路維持補修経費でございますが、凍結抑制剤、道路ヒーティングの電気料、あるいは車両借り上げ等でござい

ます。

それから、車両管理経費でございますが、これは軽油、チェーンの肉盛り等でございます。

それから、道路機能維持補修事業でございますが、これは緊急雇用の対策事業の就労機会特別対策事業の賃金でございます。

それから、排雪に予算を計上しているかということでございますが、排雪については予算は計上はしてございませんが、いずれ地元の方々のご協力を得ながら、意を用いて対応してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、塩化カルシウムをホタテの砕いた殻でというふうなお話でございますが、地球に優しいといいますが、走行車両等も確におっしゃるとおり塩でございますので、さびがくるとかというふうなお話でございますが、いずれにいたしましても非常に高価な物というふうに伺ってございます。厳しい財政の折ではございますが、地球環境にも優しいというふうな部分については、非常に大切なものであるというふうにはとらえてございます。今後の研究課題とさせていただきますと存じます。

それから、街路樹でございますが、たびたびご質問をいただいておりますけれども、今後におきまして議員ご提言のドウダンツツジが適切なのか、ほかの樹種がいいのか、今後、道路の街路樹につきましては、選定に対しまして、さまざまな角度から研究してまいりたいというふうに考えております。

それから、維持管理につきまして、議員おっしゃるように各地域で花壇等のみならず、いろいろな街路樹等についても剪定等ご協力をいただいているような状況でございます。行政の方もこういうふうな厳しい行財政環境でございますので、もちろん行政の方も主体的にやっつけていかなければならないわけでございますが、今後とも住民との協働というふうなものを視野に入れながら、維持管理については皆さんと協働で取り組んでまいりたいというふうに考えてございます。

それから、住宅の15節工事請負費155万円でございますが、これにつきましては萩ヶ丘団地の裏側と申しますか、北側ののり面がオーバーハングになってございまして、太い樹木が倒木のおそれがあるというふうなことで、これの伐採経費でございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 排雪の予算はとっていないとのことですが、いずれこれはとっていないにしても除雪費はとっているわけですから、状況を見て対応するというので、ぜひこれは検討していただきたいというふうに思います。

塩化カルシウムについては検討するということですが、これは総トータルで見たときにどうかという検討をしてもらわないと、そのものが高からなくて、さっき部長が答弁したように維持費の関係も含めて、これは早急に検討していただきたいというふうに思います。

それから、巽山公園があって、市が管理しているわけですが、巽山公園全体に、一つはどのような網がかぶっているのか、いわゆる地すべりとかあるわけですが、そういった点であそこの全体を見たときに、西側の方はかなり、それから北側、それから南側も一部のり面保護の工事がやられているわけです。

ご承知のように、先日、ある酒屋さんの裏が決壊をして、今営業停止中なんですけれども、あの山を見ますと市との境界は確かに国が当たります。物すごい立木がああ左岸のところになんて大きくなってきていると。やはり公園管理者として、あそこの巽山公園のあの辺の管理のあり方、県に聞いたら、この間崩れたところは何も網はかぶっていませんよと言われていました。私自身もそういう認識がなかったものですから、私自身は旧三船記念館の前のあたりがずっと工事になって、そして現場に行ってみたら、ちょうど巽山公園が2段になっているんですけども、下の方の段の巽町側まで、のり面がコンクリートで工事になっている。それ以降、高台、もう1段高くなりますけれども、その高いところの方が全く手がつけられていないという状況があります。現場も行ってみたら、市と民地のあたりに通路みたいのがあって散歩をしたんでしょうね、それが一部決壊して、そこから水が雨が降れば流れるようになっているんですね、そちらに。

この間、9月19日に事故が発生したんですけども、その二、三日前にちょうど雨が降ったんです。そうしたら、その酒屋さんの北側に駐車場があるんですけども、そこに物すごい、これまで来たこともない氷が来たという話も聞きました。

そういった意味では公園のそういった状況、今言っ

た通路が破れて、雨が下に流れやすくなっている状況があったり、そういった点で公園の安全管理、ここからここは道だから、ここからこっちは公有地だと。公有地の方が高いわけですから、のり面のある民有地の方に流れていくという実態があるわけですね。

そういった意味で、今回たまたま人身事故はなかったと、不幸中の幸いだと思うんですけども、そういった点であそこの管理のあり方、網のかぶせ方、当然検討しなければならないと思うんです。しかも、家が張りついている状況の現状でありますから、ぜひこれは至急現場を見た形で検討していただきたいというふうに思います。

それから、需用費で公園費の32万円を見ているわけですが、どういうことに使おうとしているのか。

公園にはいろんな遊具等があって、いろいろ問題が起きてから行政が対応するというのをニュースで聞くわけです。そういった意味では定期的な点検が必要なわけですが、そういった遊具等のことでの需要費なのか、この内容についてもお聞かせをいただきたいというふうに思います。

以上です。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 排雪の問題、塩化カルシウムにかかわるホタテの問題、これにかかりましては、ランニングコストを見ながら全体的な総体的な考え方でというふうなご提言でございますが、確かにそのような考え方は必要だと私も認識はしておりますが、いかんせんこのような財政環境のもとでございます。いろんな角度からしんしゃくしながら、研究してまいりたいというふうに考えてございます。

それから、先ほどの公園のあり方、維持管理のあり方というふうなことでございますが、議員おっしゃるのは、雨水排水を適正にせいというふうなことかなというふうに理解はしてございますが、いかんせん広大な面積の排水を、すべて下に流さないというふうな方策というのは、非常に困難というふうに考えてございます。いずれ維持管理については意を用いて対応してまいらなければならないというふうに考えてございますが、今後ともその辺については、意を用いて十分な維持管理はしてまいりたいと考えますが、水を外に漏らさないようなというふうなことになりますと、なかなか難しい問題がございます。

それから、どのような網がかぶっているのかというふうなお話でございましたが、議員がおっしゃったのは、地すべり指定地域ではない、外だというふうなご認識なようでございますが、私どもの認識は網をかぶっているというふうに認識はしてございますが、いずれこれは再度確認をして、ご答弁を申し上げたいと存じます。

それから、公園の需要費でございますが、これにつきましては、諏訪公園等2公園でございますが、ブランコのチェーンの交換、その他の修繕費等を見てございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 17番小野寺勝也君。

17番（小野寺勝也君） 1点お聞かせください。

街路整備事業費についてですが、これは田屋から病院に抜けるところだと思うんですが、いわゆる下長内旭町線ですか、これの工事に着手して大分経過しているわけですが、JRとの関係もあるでしょうが完成年度、それからいわゆる橋梁建設ということになるかと思うんですが、今後の投資予算規模、どれぐらい必要となるのか、その2点についてお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 下長内旭町線の完成年度でございますが、現在、21年度を目途に鋭意努力しておりますでございますが、事業費は現在JR分の予算が少し膨らみまして、約21億程度見込んでおります。

今後の予算規模でございますが、約10億程度を見込んでおります。

先ほど地すべり指定区域等になっているかどうかというふうなことの確認でございますが、土木から確認したところ、地すべり指定地域となっているというふうなことでございます。ご答弁申し上げます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） その点でいいますと、私、県の土木部に、振興局ですが、土砂災害防止法の網をかけるための検討に入りたいというようなお話をいただいた経緯があるんですよ。

そうしますと、今言った網をかぶっているということになりますと、具体的に家を建てるとか、あるいは危険な場所の工事をやるとか、そういったのが、今、

事故が発生した部分についてやられてきていないんですけれども、その点は今の部長答弁の網のかかった内容で対応し切れることなのか、どういう対応が可能なのか、全体、高いところですけども、ぜひそこのところをお聞かせいただきたいと思います。

そうでないと、あの現状を見ればわかるとおり、両隣はのり面にびたっとくっつけて家を建てているし、たまたま落ちたところはすき間があって落ちているんですね。だから、その辺の当時の建て方がどういう指導をしたかわかりませんが、網がかぶっているのであれば、そういう対策をしてこなければならなかったということが行政側にあるんじゃないかというふうに思うんですが、そういった面で今、部長答弁の網の内容と行政のかわりはどうか、ちょっと再度お聞かせ願いたいと思います。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） ここは網がかぶってあるというふうに県の方から確認してございますが、いずれ、いわゆる岩久沿い側は地すべりとしてあいうふうになったのではない、いわゆる地すべり対策工法ではない、いわゆるのり面が崩落したものであるというふうな見解のようございまして、いずれ県の方ではこの地すべり指定地域の網はかぶっているが、この工法では対策が困難であるというふうなことから、先ほど議員おっしゃいましたような急傾斜地の崩壊指定、これも視野に入れながら指定をし、それに現在ののり面にふさわしい工事をしていきたいというふうな考え方に立っているようなことでございます。

今後、この急傾斜地の指定につきましては指定し、あるいは土地の所有者等の同意を得ながら、それなりの対策工法に入るというふうなことになるかと思えます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

9款消防費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 9款消防費、1項消防費は、1目消防総務費に職員給与費620万3,000円の増ほか1件の減、合わせて3,877万4,000円の減額を計上。2目非常備消防費に、岩手県市町村総合事務組合負担金172万円の増ほか1件の増、合わせて192万円を計上。3目消防施設費に、実績見込みにより消防ポンプ自動車整備事業費629万9,000円の減額を計上。消防

費は、合わせて4,315万3,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

10款教育費、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 10款教育費、1項教育総務費は、2目事務局費に職員給与費804万9,000円の増ほか1件の増、合わせて822万4,000円を計上。3目教員住宅費に組み替えを計上。

30ページになります。

教育総務費は、合わせて822万4,000円を計上。

2項小学校費は、1目学校管理費に職員給与費184万7,000円の増、実績見込みにより、学校管理経費304万1,000円の増ほか1件の減、合わせて188万8,000円を計上。2目教育振興費に、実績見込みにより要保護及び準要保護児童援助費322万9,000円を計上。小学校費は、合わせて511万7,000円を計上。

3項中学校費は、1目学校管理費に職員給与費181万円の減、実績見込みにより、学校管理経費161万2,000円の増ほか1件の増、1件の組み替え、合わせて280万2,000円を計上。

4項社会教育費は、1目社会教育総務費に職員給与費2万3,000円の減ほか1件の増、合わせて115万7,000円を計上。

32ページになります。

2目公民館費に、実績見込みにより、公民館運営管理費107万4,000円を計上。4目文化会館費に、実績見込みにより、文化会館運営管理費260万9,000円を計上。社会教育費は、合わせて484万円を計上。

5項保健体育費は、1目保健体育総務費に職員給与費138万4,000円の減額を計上。3目学校給食費に職員給与費458万9,000円の減ほか1件の増、合わせて342万8,000円の減額を計上。保健体育費は、合わせて481万2,000円の減額を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 小学校費と中学校費の関係の需用費ですが、多分需用費ですから、石油関係等の補正計上ではないかというふうに思うんですが、現在の

石油高の関係、毎日上がっているわけですが、その関係も含めた形でこの予算計上で間に合うんだと、3月補正も当然あるわけですが、これから寒い1月、2月になっていくわけですが、それで大丈夫なのかどうか、お聞かせいただきたいと思います。

それから、中学校費の学校維持管理経費300万円ですが、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

もう一点は、文化財保護事業関係ですが、実はこれ長中が博物館といいますが、そういった施設にしていくと一般質問に出ていますし、大川目のたたら館の関係ですが、いろんなものを移設をして展示しようとしているんでしょうけれども、その仕方について関係者から危惧の声も聞こえてくるんですが、移設する場合に現在管理している方々との連携といいますが、話し合いといいますが、十分なされていこうとしているのか、その辺、現在の管理状況と、それが新たに移設した場合、どういうふうな管理になっていくかというあたりについて十分な話し合いがなされているのか、今後やろうとしているのか、その辺がちょっと聞こえてくるものですから、そういう状況について、まずはお聞かせいただきたいと思います。

議長（下斗米一男君） 大湊教育次長。

教育次長（大湊清信君） 小・中学校の燃料費の関係でございますが、これは実績見込みと価格の高騰分を見込みまして、現在盛り込んだ金額というふうにご承知おき願いたいと思います。

それから、中学校の維持補修費の方だと思いますけれども、これにつきましては小修繕等の管理費ということでご理解を賜りたいと思います。

それから、文化財事業費の関係でございますが、特にたたら館のところでの移設関係でございますけれども、これはたたら館の方から資料を移譲したいという申し入れがありまして、それを受ける形で私どもの方ではたたら館の資料も、「（仮称）郷土文化館」の方に収蔵するというふうな運びになっております。ただ、たたら館の方では、現在、中の資料のカードづくりというんですか、それは全部終えた、写真つきで全部資料は整えたというふうな情報を得ておりますので、来年1月からの移転作業については順調にいくものというふうに思料しているところでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

11款災害復旧費、説明を求めます。

次に、第2条債務負担行為の補正、説明を求めます。
末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 11款災害復旧費、2項土木施設災害復旧費は、去る9月に発生した大雨災害による市道中沢線ほか3路線の復旧に係る現年発生補助災害復旧事業費1,370万円を計上いたしました。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条債務負担行為の補正、説明を求めます。
末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 第2条債務負担行為の補正につきましては、表によりご説明を申し上げます。

5ページになります。

第2表債務負担行為補正であります。後期高齢者医療制度電算処理システム経費ほか3件について、この表のとおり、期間及び限度額を定めようとするものであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） この道路新設改良事業として、これ平成20年度でということですが、いわゆるゼロ市債ということなのか、その辺の内容。

そうなりますと、新年度当初からの発注率が上がるというふうに理解するんですが、職員体制とか、いわゆる真新しい事業をやろうとしているのか、それとも継続の事業をこれに乗せていこうというのか、この内容についてお聞かせいただきたいと思います。

今までもあったかもしれませんが、今後もこういった形で、今回やりましたからやるのではないかと思いますけれども、そういった点での職員体制等も含めて検討するのではないかと思います。

今回やってみてどうなるかということも当然出てくると思うんですが、その辺の検証もきちんとおやりになろうとしているのかお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） この債務負担でござい

ますが、この事業は市単独工事で測量設計等、これまでの継続路線でございまして、用地等の課題もない路線でございまして、4路線をチョイスし発注したいというふうに考えてございます。用地等の課題もないものですから、このまま発注できるのかなと考えてございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 今の答弁ですと継続の仕事をやっていくんだということですから、そういった意味では、事務的にもそういった負担がかからないということと理解していいのかわかりません。そうしますと、今後こういった形の予算計上の仕方については今後もあり得ることなのか、それから継続じゃなくて新たな事業を起こすことも、こういった形も可能なのか、その点はどうなっているのかお聞きします。

議長（下斗米一男君） 嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） 新たな事業あるいは課題のある事業については、なかなか困難な部分がございます。今回計上いたしましたのは、継続路線で課題もないというふうなことで、リスクも少ないというふうなことで計上いたしてございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 1番梶谷武由君。

1番（梶谷武由君） 観光交流センターの指定管理費、これについてですが、観光交流センターはもちろんそうなのですが、例えばさわやかトイレとか、それから山車創作体験館、こういうところも指定管理の範囲に入っているのかどうか、この部分についてお伺いしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 卯道産業振興部長。

産業振興部長（卯道勝志君） ただいまの質問の箇所については、指定管理に入っているものでございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、第3条地方債の補正、説明を求めます。末崎総務企画部長。

総務企画部長（末崎順一君） 第3条地方債の補正につきまして、表によりご説明を申し上げます。

6ページ、7ページになります。

歳出補正予算に関連して、現年発生補助災害復旧事業を追加するとともに、中山間地域総合整備事業ほか

2件について、表のとおり限度額を変更しようとするものであります。

以上です。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第1号「平成19年度久慈市一般会計補正予算（第3号）」は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

暫時休憩いたします。再開は午後3時50分といたします。

午後3時34分 休憩

午後3時50分 再開

議長（下斗米一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。

~~~~~

日程第6 議案第2号

議長（下斗米一男君） 日程第6、議案第2号「平成19年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は勘定ごとに歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

事業勘定、歳入、説明を求めます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） それでは、議案第2号について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

まず、事業勘定であります。8ページ、9ページをごらん願います。

2歳入、5款1項1目療養給付費等交付金は、退職

被保険者等の療養費及び高額療養費の実績見込みにより、1,000万円の増額を計上いたしました。

次に、9款1項1目繰越金は、前年度繰越金1億7,265万9,000円を増額計上いたしました。

次に、10款諸収入、2項5目雑入は、繰越金の予算計上に伴う財源調整により、5,458万9,000円を減額計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。佐々木市民生活部長。市民生活部長（佐々木信蔵君） 10ページ、11ページをござん願います。

3歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、医療制度改革に伴う被保険者証の交付のため、その他一般管理費を150万1,000円増額、国民健康保険情報データベースシステムの移行に伴う国保システム経費を183万8,000円増額、合わせて333万9,000円を増額いたしました。

2項徴税費、1目賦課徴収費は、実績見込みにより、徴収経費を20万円増額。2目納税奨励費は、実績見込みにより、市税納付促進業務経費65万4,000円を減額。この項は、合わせて45万4,000円の減額を計上いたしました。

2款保険給付費であります。1項療養諸費は、実績見込みにより、4目退職被保険者等療養費を40万円増額。5目審査支払手数料を20万円増額。この項は、合わせて60万円の増額を計上いたしました。

2項高額療養費は、実績見込みにより、1目一般被保険者高額療養費を1,000万円減額。2目退職被保険者等高額療養費を940万円増額。この項は、合わせて60万円の減額を計上いたしました。

次に、7款1項1目基金積立金であります。国民健康保険事業財政調整基金積立金に8,699万7,000円を計上いたしました。これにより、平成19年度末基金の現在高は、1億6,478万1,000円の見込みであります。

次に、9款諸支出金、1項償還金及び還付金であります。1目一般被保険者保険税還付金は、実績見込みにより120万円を増額。

12ページ、13ページをござん願います。

3目償還金は、国庫負担金の療養給付費負担金の精

算に伴う返還金3,698万8,000円を増額。この項は、合わせて3,818万8,000円の増額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

直営診療施設勘定、歳入、説明を求めます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 直営診療施設勘定について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

20ページ、21ページをござん願います。

2歳入であります。4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、11万円の増額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、給与費明細書を含め歳出、説明を求めます。

佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） それでは、24、25ページをござん願います。

まず、給与費明細書についてご説明申し上げます。

1特別職であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。

実績見込みにより、共済費39万7,000円の増額となっております。

次に、2一般職（1）総括であります。表の一番下の比較欄でご説明申し上げます。

共済費の率等の変更により、共済費142万5,000円の増額となっております。また、職員手当の増減の内容につきましては、職員手当の内訳並びに（2）給料及び職員手当の増減額の明細のとおりであります。ござんいただきたいと思っております。

それでは前に戻っていただき、22、23ページをござん願います。

3歳出であります。1款総務費、1項施設管理費、1目一般管理費は、共済費の増を内容とする嘱託医師報酬39万7,000円の増ほか2件の増、1件の減、合わせて162万7,000円の増額を計上いたしました。

2款1項医業費、3目医薬品衛生材料費は、実績見込みにより151万7,000円の減額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。18番城内仲悦君。

18番（城内仲悦君） 1点お聞かせください。

この医薬品、2款1項3目ですが、薬の関係ですけれども、いわゆるジェネリック医薬品、安くなったやつですね、同じく効くんだけれども安いんですが、これを久慈病院でもいろんな医療機関にも大いに進めてほしいといった経緯があるんですけれども、診療所では、このジェネリック医薬品をどの程度使っているのか、意識的に使おうとしているのか、使ってきたのか、これは本人もいいし、支払いの方もいいし、非常にいいことづくめなわけですから、全体の予算も減るといふことになりますから、その辺どういふふうになってきているのかお聞かせください。

議長（下斗米一男君） 佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） ただいまのことにに関して、資料が手元にごさいませんので、取り寄せてからお答えをしたいと思います。

議長（下斗米一男君） 暫時休憩いたします。

午後3時59分 休憩

午後4時00分 再開

議長（下斗米一男君） 休憩前に引き続き、会議を開きます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 答弁保留をしていたことに対する答弁をしたいと思います。

ジェネリック医薬品、いわゆる後発医薬品の使用についてであります。量的には把握できないんですが、多少は使っているというふうな状況でございます。これに関しましては、今後、使用について検討していきたいということでございます。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第2号「平成19年度久慈市国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よ

つて、議案第2号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第7 議案第3号

議長（下斗米一男君） 日程第7、議案第3号「平成19年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よつて、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 議案第3号について、事項別明細書によりご説明を申し上げます。

8ページ、9ページをお開き願います。

2歳入につきましては、いずれも医療給付費及び医療費支給費の実績見込みにより計上するものであります。

まず、1款1項支払基金交付金であります。1目医療費交付金に33万4,000円を増額計上いたしました。

次に、2款国庫支出金、1項国庫負担金であります。1目医療費負担金に22万3,000円を減額計上いたしました。

次に、3款県支出金、1項県負担金であります。1目医療費負担金に5万5,000円を減額計上いたしました。

次に、4款繰入金であります。1項1目一般会計繰入金に5万6,000円を減額計上いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。佐々木市民生活部長。

市民生活部長（佐々木信蔵君） 10ページ、11ページをお開き願います。

3歳出であります。1款1項医療諸費について、実績見込みにより1目医療給付費を800万円減額し、2目医療費支給費を800万円増額計上いたしました。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第3号「平成19年度久慈市老人保健特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第8 議案第4号

議長（下斗米一男君） 日程第8、議案第4号「平成19年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） それでは議案第4号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2歳入であります。1款使用料及び手数料、1項1目使用料は、実績見込みにより43万円の増額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、歳出、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 10ページをお開き願います。

3歳出であります。1款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費は、魚市場施設修繕費等として、市場運営管理費に43万円の増額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第4号「平成19年度久慈市魚市場事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第9 議案第5号

議長（下斗米一男君） 日程第9、議案第5号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は、第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 議案第5号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

10ページをお開き願います。

2歳入であります。3款県支出金、1項県補助金、1目農林水産業費補助金は、628万円の減額を計上。

4款繰入金、1項1目一般会計繰入金は、267万6,000円の増額を計上。

5款諸収入、1項1目雑入は、消費税及び地方消費税還付金の確定により228万2,000円の減額を計上。

6款1項市債、1目下水道事業債は、600万円の減額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、給与費明細書を含め歳出、説明を求めます。

中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 14ページをお開き願います。

まず、給与費明細書について、総括の比較でご説明申し上げます。

給料4万8,000円、職員手当120万4,000円の増額を計上いたしました。なお、給料及び職員手当の増額の明細については、一般会計に準じて調整しております。

それでは、前に戻りまして、12ページをお開き願います。

3歳出であります。1款1項漁業集落排水管理費、1目総務管理費、2目施設管理費は、一般財源の減額により財源更正を行おうとするものであります。

2款漁業集落排水事業費、1項1目漁業集落排水整備費は、実績見込みとして、職員給与費159万4,000円の増額、漁業集落排水整備事業費は1,293万8,000円の減額を計上いたしました。

3款1項公債費、2目利子は、地方債利子償還金の確定により54万2,000円の減額を計上いたしました。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条地方債の補正、説明を求めます。中森農林水産部長。

農林水産部長（中森健二君） 4ページをお開き願います。

地方債の補正であります。第2表のとおり事業費の減に伴い、その限度額を600万円減額し、9,180万円にしようとするものであります。

以上であります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第5号「平成19年度久慈市漁業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

#### 日程第10 議案第6号

議長（下斗米一男君） 日程第10、議案第6号「平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は第1条歳入歳出予算の補正は、歳入歳出別に説明を受け、審議を行うことにいたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

歳入、説明を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） それでは、議案第6号について、事項別明細書によりご説明申し上げます。

8ページをお開き願います。

2歳入であります。1款分担金及び負担金、1項負担金、1目下水道事業受益者負担金は、一括納付者の実績等による確定見込みから、1,904万5,000円の増額を計上いたしました。

6款諸収入、2項1目雑入の消費税及び地方消費税還付金は、確定により増額。雑入は先ほどご説明いたしました1款分担金及び負担金の確定見込みに伴う財源調整により減額。この項は、合わせて1,949万4,000円の減額を計上いたしました。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、給与費明細書を含め、歳出、説明を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） それでは、12ページをお開き願います。

補正予算給与費明細書をごらんいただきたいと思います。

1特別職の表の比較欄になりますが、共済費に1万1,000円の減額を計上いたしました。

次に、2一般職の総括の比較欄をごらん願います。

給与費は、実績見込みから334万2,000円を増額しようとするものであります。

以下、一般会計に準じて調整してございますので、説明は割愛させていただきます。

前にお戻りいただきまして、10ページをお開き願

ます。

3歳出であります。1款1項下水道管理費、1目総務管理費は、受益者負担金一括納付報奨金の確定により、94万9,000円の増額ほか2件の増、合わせて101万5,000円の増額。2目施設管理費は、下水道施設維持管理費に165万8,000円の減額を計上いたしました。

2款下水道事業費、1項下水道整備費、1目管渠施設費は、職員給与費の増ほか1件の減と、所要の組み替えを行い、事業の進捗を図るものであります。この項は、合わせて19万4,000円の増額を計上いたしました。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、第2条債務負担行為の補正、説明を求めます。嵯峨建設部長。

建設部長（嵯峨喜代志君） それでは、4ページをお開き願います。

第2表債務負担行為であります。下水道整備を効率的に推進するため、公共下水道管渠敷設事業を追加しようとするものであります。

以上でございます。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第6号「平成19年度久慈市公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第6号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第11 議案第7号

議長（下斗米一男君） 日程第11、議案第7号「平成19年度久慈市水道事業会計補正予算（第2号）」を議題といたします。

お諮りいたします。本案は一括説明を受け、審議を

行うことにしたいと思います。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

説明を求めます。嵯峨水道事業所長。

水道事業所長（嵯峨喜代志君） それでは、議案第7号についてご説明申し上げます。

第2条収益的収入及び支出の補正、第3条資本的収入及び支出の補正につきまして、予算実施計画補正によりご説明申し上げます。

4ページ、5ページをごらん願います。

収益的収入及び支出の収入であります。1款上水道事業収益、1項営業収益は、2目受託工事収益に2,100万円の減額を計上いたしました。

3款営農飲雑用水給水受託事業収益、1項営業収益は、2目受託工事収益に1,200万円の減額を計上いたしました。

次に、6ページ、7ページをごらん願います。

支出であります。1款上水道事業費、1項営業費用は、1目原水及び浄水費に職員給与費、施設維持管理費合わせて226万8,000円、2目配水及び給水費に職員給与費、施設維持管理費合わせて287万5,000円の増額をそれぞれ計上。3目受託工事費に2,100万円、4目総係費に水道事業審議会報酬、職員給与費合わせて415万9,000円の減額をそれぞれ計上いたしました。

したがって、この項の補正額は2,001万6,000円の減額であります。

3款営農飲雑用水給水受託事業費、1項営業費用であります。1目受託管理費に職員給与費32万1,000円の増額。2目受託工事費に1,200万円の減額をそれぞれ計上いたしました。

したがって、この項の補正額は1,167万9,000円の減額であります。

8ページ、9ページをごらん願います。

資本的収入及び支出の収入であります。1款資本的収入は、280万円の増額を計上いたしました。その内容であります。簡易水道整備事業費及び水道施設移設工事費の精算見込みに伴い、1項企業債に800万円の増額、4項保証金に520万円の減額をそれぞれ計上いたしました。

支出であります。1款資本的支出、1項建設改良

費は、3,590万4,000円の減額を計上いたしました。その内容であります。田高ポンプ場整備事業費、配水管整備事業費等及び簡易水道整備事業費の精算見込みにより、1目取水及び浄水施設整備費に100万円、2目給水施設整備費に3,490万4,000円の減額を、それぞれ計上いたしました。

なお、今回の補正で資本金収入が資本金支出に不足する額3億5,768万1,000円は、過年度分及び当年度分損益勘定留保資金等で補てんしようとするものであります。

次に、10ページ、11ページをごらん願います。

給与費明細書であります。他会計間の職員異動により、表のとおり調整したものでございます。

次に、12ページ、13ページをごらん願います。

資金計画補正及び予定貸借対照表補正でございますが、今回の補正に基づきまして、それぞれ数値を調整したものであります。

前に戻りまして、2ページをごらん願います。

企業債の補正であります。表のとおりその限度額を変更しようとするものであります。

次に、第5条の議会の議決を経なければ流用することのできない経費につきましては、今回の補正に基づいて、職員給与費を減額しようとするものであります。

以上で説明を終わります。

議長（下斗米一男君） 質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

以上で質疑を終わります。

次に、討論であります。討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論なしと認めます。

それでは採決いたします。議案第7号「平成19年度久慈市水道事業会計補正予算（第2号）」は、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議案第7号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第12 発議案第5号

議長（下斗米一男君） 日程第12、発議案第5号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。12番中塚佳男君。

〔12番中塚佳男君登壇〕

12番（中塚佳男君） 発議案第5号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」提出者を代表し、提案理由の説明を申し上げます。

道路は、国民生活や経済・社会活動を支える最も基本的な社会資本であり、活力ある国土の形成には欠くことのできない重要な社会基盤であります。

県内外との格差を是正し、活力ある地域づくりを推進するためには、八戸・久慈自動車道や三陸北縦貫道路、国道281号を初めとした道路網の整備を一層促進する必要があります。

しかし、本市における道路整備は、道路特定財源制度により着実に成果を上げてきておりますが、いまだその整備は十分とは言えない状況にあります。

道路特定財源制度は、立ちおけている道路を計画的かつ着実に整備するため、受益者負担により、その整備を進めることを目的に創設されたものであります。

以上のことから、国の地方における道路整備の重要性を深く認識され、道路特定財源を道路整備の財源として確保し、地方の道路整備を推進するよう、関係行政庁に対し意見書を提出しようとするものであります。

何とぞ、議員各位のご賛同をお願い申し上げ、提案理由の説明といたします。

議長（下斗米一男君） お諮りいたします。ただいま議題となっております議案は、委員会の付託を省略し、直ちに審議したいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、そのように決定しました。

質疑を許します。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 質疑を打ち切ります。

次に、討論であります。討論の通告がありますのでこれを許します。18番城内仲悦君。

〔18番城内仲悦君登壇〕

18番（城内仲悦君） 私は、日本共産党久慈市議団を代表し、発議案第5号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」、反対の討論をいたします。反対の理由は、以下のとおりであります。

ガソリンや自動車に課税される国の道路特定財源は3兆4,000億円、地方分を含めると5兆8,000億円とい

う巨額に上っています。これらの財源の用途は、基本的には道路関係に限定するという制約のもとにあり、必要な道路整備に費やされもしてきましたが、結果としてアクアラインや本四架橋の債務処理など、むだと浪費、その後始末に使われてきたことは紛れもない事実です。しかも、昨今の石油製品価格が3年前に比べて、ガソリンで1.6倍、灯油で2倍強という状況の中で、ガソリンに課税する揮発油税などに適用されている暫定税率は、本来ガソリン1リットル当たり24円30銭のものを、2倍の48円60銭として今日に至っております。これを10年延長というのは、税率も特定財源という仕組みも10年間続くという、いわば恒久法につながっていくものです。

当市を初め地方では、道路整備は依然として必要です。それは特定財源ではなく一般財源化し、地方の裁量権で道路もつくる、場合によっては福祉教育費も使う、地方の裁量権で、まさに地方分権で対応すべきものと考えております。

以上の趣旨から、発議案第5号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」には反対を表明し、討論いたします。

議長（下斗米一男君） ほかに討論はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） 討論を終結いたします。

それでは採決いたします。発議案第5号「道路特定財源の確保を求める意見書の提出について」は、原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔賛成者起立〕

議長（下斗米一男君） 起立多数であります。よって、発議案第5号は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第13 発議案第6号、発議案第7号、発議案第8号

議長（下斗米一男君） 日程第13、発議案第6号から発議案第8号までの3件を一括議題といたします。

お諮りいたします。ただいま議題となっております発議案は、各党派共同提案でありますので、会議規則第37条第3項の規定及び先例により議事の順序を省略し、直ちに採決いたします。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よ

って、そのように決定しました。

それでは採決いたします。発議案第6号「「非核日本宣言」を求める意見書の提出について」、発議案第7号「「後期高齢者医療制度」に関する意見書の提出について」、発議案第8号「公契約法制定など公共工事における建設労働者の適正な労働条件の確保に関する意見書の提出について」、以上3件は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、発議案第6号から発議案第8号までの以上3件は原案のとおり可決されました。

~~~~~

日程第14 議員派遣の件

議長（下斗米一男君） 日程第14、議員派遣の件を議題といたします。

お諮りいたします。地方自治法第100条第12項及び久慈市議会会議規則第120条の規定に基づき、奥州市で開催の平成19年度岩手県市議会議長会臨時総会に副議長、濱欠明宏君を、平成20年1月23日から24日まで派遣することといたしたいと思っております。これにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

議長（下斗米一男君） ご異議なしと認めます。よって、議員派遣の件は可決されました。

~~~~~

閉会

議長（下斗米一男君） 以上で本日の日程は全部終了いたしました。

これをもって本日の会議を閉じ、第5回久慈市議会定例会を閉会いたします。

どうもご苦労さまでした。

午後4時30分 閉会